

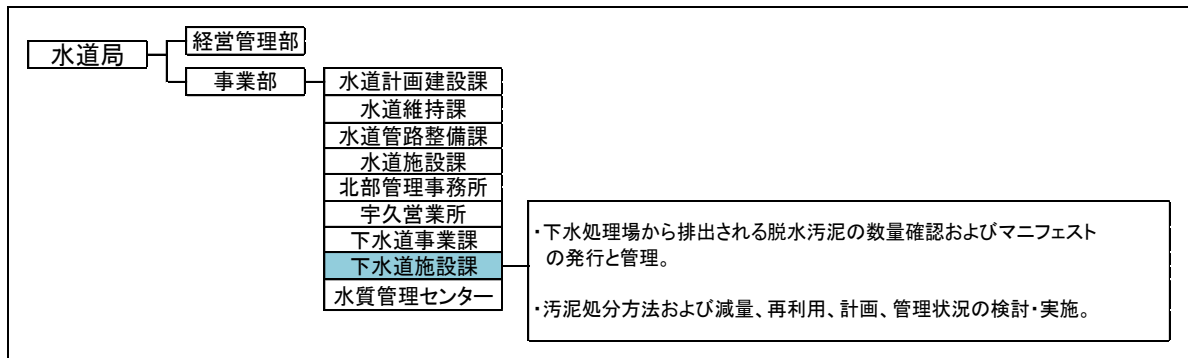
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月26日	
佐世保市長 宮島 大典 殿	
提出者 住 所 佐世保市八幡町4番8号 氏 名 佐世保市水道事業及び下水道事業 中部下水処理場管理者 中島 勝利 電話番号 (0956) 31-3111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	西部下水処理場
事業場の所在地	佐世保市椎木町418番地4
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3631 下水道処理施設維持管理業
②事業の規模	処理下水量 1,256,770 m ³ /年 (令和5年度 実績)
③従業員数	7人(令和5年4月1日現在) 嘱託・臨時職・委託管理者含む
④産業廃棄物の一連の処理の工程	本事業場で中間処理(濃縮→消化→脱水)を行った後、産業廃棄物処分業者にて処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	1, 139.94 t	t
	（これまでに実施した取組） 汚泥処理工程において、濃縮→消化→脱水の処理を行い、各設備の適切な維持管理を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	1, 200 t	t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥処理工程において、濃縮→消化→脱水の処理を行い、各設備の適切な維持管理を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生する産業廃棄物の種類によって、保管場所を設けている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生する産業廃棄物の種類によって分別して管理していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 下水処理工程で発生した汚泥を濃縮・消化・脱水の中間処理を行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 下水処理工程で発生した汚泥を濃縮・消化・脱水の中間処理を行う。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	1, 139.94 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1, 139.94 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	県内の産業廃棄物（汚泥）中間処理有資格業者に処理を委託して、焼却・溶融または堆肥化により、建設資材（コンクリート骨材等）及び堆肥として有効利用する取組を実施。		
廃プラスチック類は、中間処理有資格業者に処理を委託して、破碎後再生利用している。			

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	
		全 処 理 委 託 量	1, 200 t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 200 t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 汚泥は、県内の産業廃棄物（汚泥）中間処理有資格業者に処理を委託して、焼却・熔融・堆肥化の処理により、建設資材（コンクリート骨材等）及び堆肥として有効利用を図る。 廃プラスチック類は、中間処理有資格業者に処理を委託して、再生利用を図る。		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。